

3 集会所等施設編

3-1 集会所等施設の現状と課題

(1) 施設種別概要

①設置目的・利用状況

《区民集会所及び地域集会室》

区民集会所は地域センターとともに地域コミュニティの振興に果たす役割の大きい施設です。特に区民集会所は、近隣住民が気軽に集える場所に小規模な施設が設置され、町会・自治会や趣味のサークルなどの地域の集まりに利用されています。71 か所ある区民集会所の利用率は 80%に近いものから 10%未満のものまで様々であり、平均利用率は 42.1%となっています。

駅に近いなど利便性の高い集会所は利用率が高く近隣住民以外の利用も多いと考えられ、駅から遠いなど近隣住民しか利用しないと思われる集会所は利用率が低い傾向があります。

なお、地域センターのランチとして設置されている 2 か所の地域集会室については、施設規模が小さく区民集会所と同様に利用されていることから、本検討においては、区民集会所と併せて検討しています。

②これまでの施設の規模や配置

《区民集会所及び地域集会室》

区民集会所は、近隣住民が気軽に集える場所として、自宅から歩いて行ける範囲である概ね 500m に 1 か所を設置基準としてきました。基準どおり設置した場合、半径 500m の圏域の面積は 0.785 km²、単純計算では区内 32.17 km² に 41 か所となります。現在設置されている区民集会所は 71 か所であり、若干の圏域の重複があるとしても、基準を大きく超えて設置されています。また、配置状況は、区境周辺の一部地域を除き、ほぼ区内全域をカバーしています。

地域集会室は、常盤台と成増の 2 か所に設置されています。

区民集会所の施設規模は、1 室のみ 48 か所、2 室が 19 か所、3 室が 3 か所、4 室が 1 か所であり、1 室のみの集会所が全体の 7 割を占めています。地域集会室は、常盤台が 1 室、成増が 2 室となっています。

また、和室・洋室別にみると、和室 70 室、洋室 32 室であり、約 7 割が和室となっています。

③施設整備状況

《区民集会所及び地域集会所》

施設の整備については、借上施設を除き昭和40年から平成11年までに建設されており、築30年以上の施設が36施設あります。

これまでの改修等については、平成20年度から実施計画事業に位置付け、計画的な改修や設備の更新を行っています。具体的には、「外装」「内装・照明」「空調」「備品」の4項目について、施設状況の評価を行い、改修等を実施しています。

併せてトイレの洋式化、手すりの設置などのバリアフリー化にも取り組んでいます。また、施設全般が老朽化していることもあり、空調等の緊急工事を行う事態も発生しています。現在、改築に関する計画はありません。

(2) 対象施設一覧

●区民集会所 (71 施設)								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	南板橋公園内集会所	板橋	板橋	昭54	121	573	491.21	
2	板橋四丁目集会所	板橋	板橋	昭59	170	170	民間施設内	
3	下板橋駅前集会所	板橋	板橋	平09	435	610	都営住宅敷地内	
4	中丸児童遊園内集会所	板橋	熊野	昭56	64	125	公園敷地内	
5	大山東集会所	板橋	熊野	平06	152	835	541.55	
6	山中児童遊園内集会所	板橋	仲宿	昭52	31	63	公園敷地内	
7	仲宿集会所	板橋	仲宿	平03	107	704	688.53	
8	栄町集会所	板橋	仲宿	平03	101	3,207	民間施設内	
9	板橋交通公園内集会所	板橋	仲町	昭54	117	562	公園敷地内	
10	幸町集会所	板橋	仲町	昭59	127	254	539.96	
11	本町集会所	板橋	富士見	平13	73	97	156.2	
12	大和集会所	板橋	富士見	昭58	185	376	336.82	
13	大谷口児童遊園内集会所	常盤台	大谷口	昭50	45	89	公園敷地内	
14	大谷口二丁目集会所	常盤台	大谷口	昭63	175	584	598.6	
15	小茂根一丁目集会所	常盤台	大谷口	昭63	136	1,493	都営住宅敷地内	
16	大谷口北町集会所	常盤台	大谷口	平04	288	1,462	1380.63	
17	水久保公園内集会所	常盤台	常盤台	昭47	91	91	公園敷地内	
18	東新集会所	常盤台	常盤台	昭57	146	510	405.69	
19	南ときわ台公園内集会所	常盤台	常盤台	昭57	50	100	公園敷地内	
20	常盤台一丁目集会所	常盤台	常盤台	昭59	44	87	137.05	

No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
21	七軒家集会所	常盤台	常盤台	昭 63	136	136	155.62	
22	常盤台集会所	常盤台	常盤台	平 04	186	506	405.42	
23	南常盤台一丁目集会所	常盤台	常盤台	平 06	374	414	280.91	
24	本蓮沼公園内集会所	志村	清水	昭 53	90	290	公園敷地内	
25	清水町集会所	志村	清水	昭 59	126	253	408.9	
26	清水町第二集会所	志村	清水	平 08	237	946	402.24	
27	志村城山公園内集会所	志村	志村坂上	昭 54	71	71	公園敷地内	
28	小豆沢集会所	志村	志村坂上	昭 56	143	1,429	1682.7	
29	小豆沢二丁目集会所	志村	志村坂上	昭 62	227	227	民間施設内	
30	西徳第二公園内集会所	志村	中台	平 04	216	216	公園敷地内	
31	若木児童遊園内集会所	志村	中台	昭 51	59	59	公園敷地内	
32	どんぐり山公園内集会所	志村	中台	昭 56	58	58	公園敷地内	
33	中台三丁目集会所	志村	中台	昭 63	251	318	500	
34	西台三丁目集会所	志村	中台	昭 62	304	391	363.21	
35	中台二丁目集会所	志村	中台	平 03	235	235	258.85	
36	西台二丁目集会所	志村	中台	平 03	102	1,053	1298	
37	西台集会所	志村	中台	平 08	308	845	都営住宅 敷地内	
38	蓮根集会所	高島平	蓮根	昭 53	264	2,074	都営住宅 敷地内	
39	坂下二丁目集会所	高島平	蓮根	昭 59	97	97	202.01	
40	蓮根第二集会所	高島平	蓮根	昭 60	128	128	323.95	
41	見次公園内集会所	志村	前野	平 04	351	421	公園敷地内	
42	富士見台集会所	志村	前野	昭 61	118	808	750.5	
43	前野町六丁目集会所	志村	前野	昭 54	112	908	1528.37	
44	前野町三丁目集会所	志村	前野	昭 40	213	414	330.61	
45	緑ヶ丘第二公園内集会所	常盤台	桜川	昭 51	58	58	公園敷地内	
46	上板橋健康福祉センター内 集会所	常盤台	桜川	昭 53	153	789	1846.92	
47	東山公園内集会所	常盤台	桜川	昭 55	59	90	公園敷地内	
48	赤塚新町光が丘集会所	赤塚	下赤塚	昭 60	277	357	706.55	
49	赤塚五丁目集会所	赤塚	下赤塚	昭 63	199	620	905.15	
50	下赤塚駅前集会所	赤塚	下赤塚	平 01	466	466	511.53	
51	赤塚六丁目集会所	赤塚	下赤塚	平 04	206	1,070	1928.89	
52	赤塚七丁目集会所	赤塚	下赤塚	平 05	291	596	764.65	
53	四葉集会所	赤塚	下赤塚	平 11	338	338	284.61	

No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
54	三園一丁目集会所	赤塚	成増	昭 59	80	80	131.25	
55	成増三丁目集会所	赤塚	成増	昭 56	201	1,010	1176.9	
56	赤塚高台集会所	赤塚	成増	昭 60	87	131	201.68	
57	徳丸ヶ丘公園内集会所	赤塚	徳丸	平 04	195	195	200.66	
58	西徳第一公園内集会所	赤塚	徳丸	昭 58	117	233	公園敷地内	
59	徳丸五丁目集会所	赤塚	徳丸	昭 59	58	117	119.89	
60	徳丸石川集会所	赤塚	徳丸	昭 62	284	284	345.03	
61	徳丸三丁目集会所	赤塚	徳丸	平 14	210	357	民間施設内	
62	高島平五丁目第二公園内 集会所	高島平	高島平	昭 51	69	69	公園敷地内	
63	高島平一丁目集会所	高島平	高島平	平 05	402	484	395.88	
64	高島平七丁目公園内集会所	高島平	高島平	昭 53	50	99	公園敷地内	
65	新河岸一丁目集会所	高島平	高島平	昭 53	381	982	都営住宅 敷地内	
66	高島平九丁目集会所	高島平	高島平	昭 57	62	121	162.99	
67	新河岸公園内集会所	高島平	高島平	昭 58	50	93	公園敷地内	
68	徳丸ヶ原公園内集会所	高島平	高島平	平 04	155	637	公園敷地内	
69	高島平二丁目集会所	高島平	高島平	昭 62	184	1,485	1977.68	
70	高島平四丁目集会所	高島平	高島平	平 03	255	494	741.43	
71	高島平一丁目第三公園内 集会所	高島平	高島平	昭 58	53	95	公園敷地内	
●地域集会室								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	常盤台地域集会室	常盤台	常盤台	昭 46	121	1,045	845.14	
2	成増地域集会室	赤塚	成増	昭 45	411	644	661.17	

(3) 集会所等施設の課題

《区民集会所及び地域集会室》

- ①区立公園内に設置されている集会所の中に建ぺい率を超えたものがあります。
- ②利用率の高い集会所と低い集会所との開きが大きくなっています。
- ③設置基準を超えて設置されており、圏域が重複している集会所があります。
- ④他の施設と併設されている施設が多くなっています。
- ⑤高齢化に伴い身近な地域に集会所の設置要望があります。
- ⑥他に集会室を持つ類似施設があります。

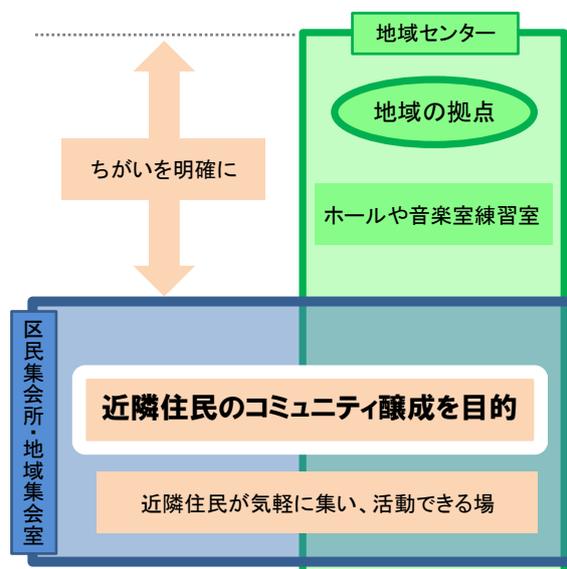
3-2 集会所等施設の整備方針

(1) 集会所等施設の今後の方向性

《区民集会所及び地域集会室》

近年、都市化の進展により地域の人々のつながりの希薄化が懸念されていますが、東日本大震災の後、地域のとがりの大切さが見直されていることから、区民が集い様々な活動ができる場所の必要性は今後も高まってくるものと思われます。

このような状況を背景に、区民集会所及び地域集会室の今後の方向性については、近隣住民のコミュニティの醸成を目的とした施設であるとしたうえで、地域の拠点としてホールや音楽練習室等を持ち、比較的広範囲な利用を目的にして設置されている地域センターとの違いを明確にし、近隣住民が気軽に集い、活動できる場を提供できる施設としていきます。



将来的には自治力の向上や地域の活性化に資する活用をめざし、例えば地域会議のような地域住民による組織に施設の管理運営を委ねるなどの可能性を検討していきます。

(2) 適正規模・適正配置の基本的な考え方

《区民集会所及び地域集会室》

区民集会所は、自宅から歩いて行ける範囲である概ね半径 500mに 1 か所を設置基準としてきました。設置基準については、現在の設置基準の妥当性や将来需要、小学校区や地域センター単位での設置について、他区の状況なども参考にして検討を行ってきましたが、500mという距離が高齢者や子どもなどを含め大多数の人が 10 分以内で歩ける距離であることから、現在の基準が最も妥当性があると考えられます。したがって、この基準を基本にしつつ、利用状況、個々の施設の課題、地形や道路による地域分断等を総合的に考慮し、集約・複合・廃止・移転（以下、この章において「集約等」）及び継続に区分することにより適正配置を行っていきます。

適正配置を検討するにあたっては他の地域とのバランスを勘案しますが、近隣に地域センターが設置されている場合は集会機能が充足しているものとします。適正配置により集会所数が減少する地域については、体育館の会議室や社会教育会館などの周辺施設の代替利用を図ることにより、利用者のサービス低下を出来る限り抑えていきます。

また、500mに 1 か所の集会所を設置できていない地域においては、必要に応じて施設の機能転換や改築に併せた複合化、民間スペースの活用などにより集会所を設置していきます。

規模に関しては、現在 71 か所ある区民集会所の 7 割にあたる 48 か所が 1 室の小規模な施設であり、近隣住民が気軽に集える場所である区民集会所は、これまでどおり、小規模なものとし、1 室を基本とします。

室の広さは、現在定員 12 人～110 人と様々な広さがありますが、定員 70～80 人の室が最も多く全体の 4 割程度、次に多い定員 31 人～40 人の室が 2 割となっており、31 人～80 人の室が全体の 8 割を占めています。室の広さによる利用率を比較するため、広さの異なる複数の室がある集会所の各室の利用率を比較すると、広い室の方が利用率の高い場合もあれば、狭い室の方が利用率の高い場合もあります。これは、区民集会所等が会議や健康体操、民謡・民踊、ダンスなど様々な目的、団体により利用されていることから利用目的や利用人数に合った広さの室が選択されているものと考えられます。

一方で、20 人以下の室の平均利用率は 37.9%となっており、平均利用率 42.1%と比較し 4.2 ポイント低くなっています。71 人～80 人の室の利用率は、44.5%で平均利用率より 2.4 ポイント高くなっています。定員の少ない狭い室は利用目的が限定されるため、利用率が下がっていることが考えられます。

以上のような状況から、標準的な室の広さについては、定員 20 人以下の小規模なものや、定員 100 人以上の大規模なものを除いた定員 30 人～80 人の範囲とすることとします。

また、室の形態に関しては、平成 26 年度に実施した利用者アンケートで、集会所を整備する場合に和室と洋室のどちらを希望するか伺ったところ、和室・洋室がほぼ半数ずつという結果であったことから、当面は区民ニーズを反映し、かつ多様な利用が可能な洋室化を進め、和室・洋室が同数程度となるように整備をしていくこととします。

整備計画の中で、近隣の集会所の状況や実際の建築物・敷地の状況等により、室の広さや形態を決定していきます。

(3) 改築・改修等の整備に関する基本的な考え方

《区民集会所及び地域集会室》

適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき、施設の集約等により、適正規模・適正配置を実現します。施設の更新を行う場合は、誰もが利用しやすいように段差を解消したり、誰でもトイレを設置するなど、ユニバーサルデザインを取り入れた質の高い施設とするとともに、メンテナンスを容易にするような仕様の標準化を図ります。

また、改築・改修等の整備の実施にあたっては、施設全体の状況を勘案しながら、将来 L C C を意識しつつ計画的に実施時期を分散させ、年度間の経費の平準化を図ります。

3-3 施設整備検討結果

(1) 適正規模・適正配置の進め方

①標準的な施設規模

《区民集会所及び地域集会室》

区民集会所等の標準的な施設規模は、各集会所 1 室とし、室の広さは、定員 30 人～80 人 (60 m²～180 m²) とします。

室の形態については、配置を考慮しながら和室・洋室が同数程度となるようにしていきます。

②具体的な配置目標

《区民集会所及び地域集会室》

概ね半径 500m に 1 か所設置することを基本としつつ、利用状況、個々の施設の課題、地形や道路による地域分断等を考慮して適正配置を図ります。

③適正配置手法

《区民集会所及び地域集会室》

以下に示す「適正規模・適正配置の実現に向けた方針」に基づき、適正配置案を作成したうえで、経費の平準化を図るため実施時期を分散した整備計画を策定し、適正配置を進めます。

○適正規模・適正配置の実現に向けた方針

- 1 公園内の施設で「東京都板橋区立公園条例」に規定する面積基準に適合しない施設は適正配置に併せて集約等を検討する。
- 2 老朽化の進行等により改築・改修を必要とする施設は、適正配置に併せて集約等を検討する。
- 3 適正規模の基準に満たない狭隘な施設については、集約等を検討する。
- 4 民間施設を有料で借り上げている施設については、適正配置を検討した結果、配置が過剰となる場合は、財政的負担を考慮し集約等を検討する。
- 5 利用率が低い集会所については、集約等の検討対象とするが、配置バランス等の要素も考慮する。
- 6 集会所を他の整備需要の高い用途の公共施設へ転用することを検討する。一方、適正配置基準を満たしていない地域については、必要に応じて施設の機能転換や改築に併せた複合化、民間スペースの活用などを検討する。
- 7 集会所数の減少する地域については、集会機能を持つ周辺施設等の代替利用により、利用者へのサービス低下を出来る限り抑えるよう配慮する。
- 8 都営住宅に併設されている集会所は、都から使用許可されているため今後も活用していく。(5か所)

(2) 検討結果一覧

第1期の対象施設について“更新”“廃止”“検討”に分類します。

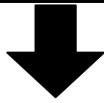
※分類用語の定義

更新…施設の存続を前提に改築、大規模改修、集約、複合等の対象とする施設
廃止…施設の現用途を廃止する施設
検討…施設のあり方の検討や外部との調整が必要な施設

《区民集会所及び地域集会室》

第1期 (H28～H37)	第2期 (H38～H47)	第3期 (H48～H57)	第4期 (H58～H67)
37施設	2施設	8施設	21施設

第5期以降（5施設）



方向性	第1期 10年間の目標事業量
更新	14施設
廃止	22施設
検討	1施設
計	37施設

4 高齢者集会施設編

4-1 高齢者集会施設の現状と課題

(1) 施設種別概要

①設置目的・利用状況

《いこいの家》

高齢者がうるおいのある生活を営むためのいこいの場を提供し、その福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設であり、60歳以上の区民が利用することができます。利用時間は午前9時から午後5時までであり、広間・ロビー・浴室などがあります。囲碁・将棋、テレビなどが備えられ利用者が自由に使用できる環境となっており、浴室利用は、平成25年度から入浴日数を2日縮小し週4日となっています。

平成25年度の1日の平均利用者数は1施設30人程度、浴室の平均利用者数は20人程度となっています。

また、全てのいこいの家ではありませんが、かくしゃく講座、介護予防事業、寿大学などの会場となっており、空室は社会福祉協議会や利用者のサークル活動スペースとして随時貸出しています。

区主催事業や団体貸出による利用状況をみると、かくしゃく講座については9施設において年間12コース・372回の講座を実施しているほか、介護予防事業については6施設において年間480回、寿大学については1施設において年間4コース・88回を実施しています。また、区が出資している社会福祉協議会は7施設において28回の福祉の森サロンを実施し、いこいの家の利用者の自主団体については6施設において78回の活動を実施しています。

以上のような状況の中で、全14施設を使用している団体は43団体に留まっています。

《ふれあい館》

高齢者の福祉の向上及び社会福祉活動の推進を図ることを目的として設置された施設であり、60歳以上の区民が利用することができます。利用時間は午前9時から午後5時までであり、娯楽室、広間、浴室等が設けられ、囲碁・将棋等の趣味やレクリエーションが楽しめ、浴室利用は、平成25年度から入浴日数を1日縮小し週5日となっています。また、介護予防事業やクラブ活動、指定管理者による主催事業として講座・イベントが実施されているほか、利用者のサークル活動スペースとして提供しています。

平成25年度の1日当たりの平均利用者数は施設により幅があり、203～414人程度となっています。

②これまでの施設の規模や配置

《いこいの家》

板橋区経営刷新計画（平成 16 年 1 月策定）に基づき、いこいの家の配置については、機能が類似するふれあい館と合わせて 18 地区の各地区にいずれか一方を基本に設置してきており、平成 21 年度には志村ふれあい館の改築に伴い、同じ地区内のさかうえいこいの家が廃止されています。

老人福祉法による老人福祉センターのB型に準じ、国の設置要綱により 495 m²を上限とした施設規模となっていますが、施設ごとに室数（4室～7室）や面積（153 m²～597 m²）が異なり、施設規模に大きな差が見られます。

《ふれあい館》

板橋区経営刷新計画に基づき、ふれあい館の配置については、機能が類似するいこいの家と合わせて 18 地区の各地区にいずれか一方を基本に設置してきており、原則として概ね 1 地域に 1 施設のふれあい館が設置されています。

老人福祉法による老人福祉センターのA型に分類され、495.5 m²以上の施設規模が必要とされていますが、805 m²～1,578 m²と施設規模に差が見られます。

③施設整備状況

《いこいの家》

施設の整備については、昭和 53 年から平成 21 年までに建設され、全ての施設が築 40 年未満であり、現時点で改築期を迎えている施設はありません。

築 30 年以上の施設が 4 施設あるものの大規模な改修は行わず、利用者の安全を確保するための維持補修を中心とした改修を行っています。

《ふれあい館》

施設の整備については、昭和 49 年から平成 21 年までに建設され、全ての施設が築 40 年未満であり、現時点で改築期を迎えている施設はありません。

築 30 年以上の施設が 1 施設あり、平成 23 年に大規模改修工事を実施済みです。その他の築 30 年未満の施設については、利用者の安全を確保するための維持補修を中心とした改修が行われています。

(2) 対象施設一覧

●いこいの家								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (m ²)	建物延床 (m ²)	敷地面積 (m ²)	備考
1	清水いこいの家	志村	清水	平 21	357	1,779	1919.65	
2	前野いこいの家	志村	前野	平 07	234	3,712	1846.6	
3	仲宿いこいの家	板橋	仲宿	平 03	597	704	688.53	
4	大和いこいの家	板橋	富士見	昭 58	190	376	336.82	

No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
5	大谷口いこいの家	常盤台	大谷口	昭 63	409	584	598.6	
6	東新しいこいの家	常盤台	常盤台	昭 57	194	510	405.69	
7	西台いこいの家	志村	中台	平 03	522	1,053	1298	
8	蓮根いこいの家	高島平	蓮根	昭 53	181	2,074	都営住宅 敷地内	
9	赤塚いこいの家	赤塚	下赤塚	昭 63	421	620	905.15	
10	なりますいこいの家	赤塚	成増	昭 56	294	1,010	1176.9	
11	舟渡いこいの家	高島平	舟渡	平 14	321	1,948	4054.46 の うち 796.52	
12	桜川いこいの家	常盤台	桜川	平 12	153	669	824.09	
13	板橋いこいの家	板橋	板橋	平 02	548	548	589.49	
14	中丸いこいの家	板橋	熊野	平 06	393	393	316.18	
●ふれあい館								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	仲町ふれあい館	板橋	仲町	平 07	1,024	4,944	2203.72	
2	徳丸ふれあい館	赤塚	徳丸	昭 60	1,146	2,273	2308.49	
3	志村ふれあい館	志村	志村坂上	平 21	1,489	2,813	1774.74	
4	高島平ふれあい館	高島平	高島平	昭 49	1,767	1,767	2118.92	
5	中台ふれあい館	志村	中台	平 04	805	2,059	1562.79	

(3) 高齢者集会施設の課題

〈いこいの家〉

- ①利用者が少なく、特定のグループや個人に利用が偏っています。
- ②行政評価結果を踏まえ、入浴事業を見直す必要があります。
- ③区主催事業・いこいの家の利用登録をしている自主活動団体・社会福祉協議会関連団体へ活動場所を提供していますが、利用は少ない状態です。
- ④区立公園内に設置されているいこいの家に、建ぺい率を超えたものがあります。
- ⑤均一に整備が行われてこなかったため、施設ごとに規模が大きく異なります。
- ⑥高齢化の進行に伴い、元気高齢者への施策、とりわけ介護予防策のより一層の充実が区として求められています。
- ⑦第 186 回通常国会において介護保険制度の改正法案が可決されており、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実のため基盤整備を進めていく必要があります。具体的には、生活支援サービスの充実や予防給付のうちの訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行について、NPO・ボランティア等の地域の多様な主体を活用したサービス提供が求められ、併せてその育成が課題となります。

以上のような課題があることから、いこいの家の機能・あり方を見直す必要があります。

《ふれあい館》

- ①指定管理業務の仕様内容の精査や利用者負担の導入を見据え、施設の機能・あり方を定めていく必要があります。

4-2 高齢者集会施設の整備方針

(1) 高齢者集会施設の今後の方向性

《いこいの家》

(全体の方向性)

いこいの家は、平成 28 年度より 60 歳以上に限定した利用制限を解消し、かくしゃく講座等の区主催事業や団体へ限定して行っていた部屋の貸出しを一般にも開放し、夜間の貸出しも行う区民集会所と同様の施設へと転換していきます。

そのうえで、高齢者が通い憩える場として多目的室を施設内に確保することにより、今後とも必要とされるいこいの家機能は規模を縮小しながらも維持していきます。

その際、併設している施設が廃止または移転し後利用先が無く、いこいの家機能単独となった時は、同じ地区の別の施設へいこいの家機能を移転し実施します。

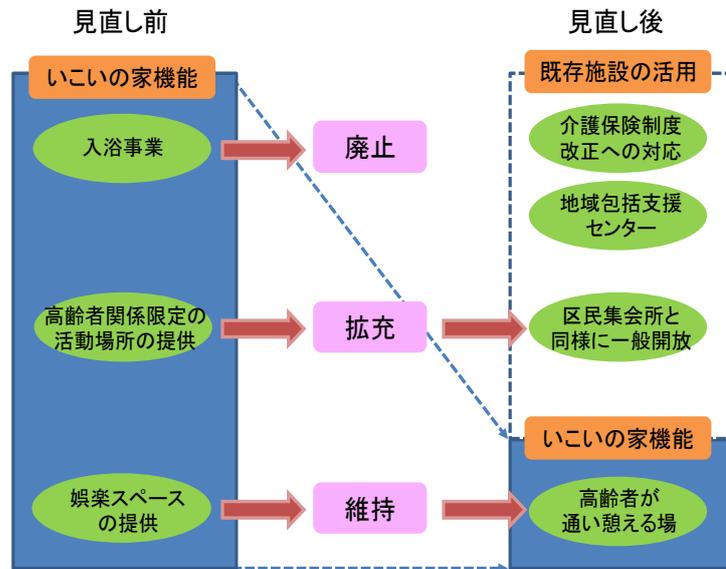
また、入浴事業については、平成 28 年度から入浴日数を週 4 日から週 2 日に縮小し、同年度末をもって廃止します。

いこいの家機能の縮小後の余剰スペースについては、高齢者集会施設であった特性を活かし、従来から実施している介護予防事業に加え、介護保険制度改正に伴う地域支援事業を充実させるため、5 地域に N P O やボランティア団体等に介護サービスの提供を担わせつつ、これら団体の育成・支援をも目的とする施設として、団体の利用に対して期限を設定し活用を図ります。

また、地域センター管轄区域内に地域包括支援センターが未整備の 2 地区においては、地域との連携等を考慮しながら地域包括支援センターの設置を図ります。

なお、N P O ・ボランティア団体等の育成・支援施設や地域包括支援センターとしての余剰スペースの活用は、いこいの家が本来は高齢者福祉施策を展開するための施設であるということを踏まえ、区民集会所としての活用よりも優先して進めていきます。

いこいの家機能の見直しのイメージ



(個別の方向性)

①入浴事業…[いこいの家機能関係]

区として公衆浴場支援を行いつつも、入浴事業が公衆浴場と競合していることが行政評価等において指摘されていることから、平成 28 年度から入浴日数を週 4 日から週 2 日に縮小し、同年度末をもって廃止します。

なお、いこいの家機能の縮小前にボイラー等の浴室設備に改修の必要性が生じた場合は、前倒しして廃止することも検討します。

②高齢者が通い憩える場としての多目的室の確保…[いこいの家機能関係]

1 施設当たり概ね 30 m²程度の多目的室を高齢者が通い憩える場として確保します。

午前 9 時から午後 5 時までの間は、ひきこもり防止や社会参加促進の観点から、地域の高齢者の利用を主な目的とし、囲碁・将棋や休憩・談話ができるスペースとして提供しますが、多世代交流が図れるよう 60 歳未満の利用も可能とします。

また、午後 5 時から午後 9 時までの夜間は、区民集会所として貸出しを行います。

③介護保険制度改正による地域支援事業の充実…[既存施設の活用関係]

地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実として、「介護予防・生活支援サービス事業」と既存の「一般介護予防事業」を組み合わせた『新しい介護予防・日常生活支援総合事業』（以下、新しい総合事業）が平成 29 年 4 月までに全ての市区町村で実施される予定です。

新しい総合事業の実施にあたっては、NPO・ボランティア等の地域の多様な主体を活用したサービス提供が必要となりますが、区内で活動しているNPO・ボランティア団体が、単独で事業展開することが可能なか未知数であるため、区内のNPO・ボランティア団体を育成・支援し、事業を軌道に乗せていく必要があります。

そのため、施設の余剰スペースの一部を一定期間（1団体当たり3年程度）にわたり

賃貸料を減免して貸付け、介護サービスの提供を担わせる主体の自立促進・育成・支援のための施設として、いこいの家を活用し5地域に拠点を配置します。

また、いこいの家以外の廃止施設等についても、同様の施設として転用することを視野に入れていきます。

④地域包括支援センターの設置…[既存施設の活用関係]

地域センター管轄区域ごとの地域包括支援センターの設置に向け、整備の進んでいない熊野・清水地域センター管轄区域にある中丸と清水のいこいの家について、地域包括支援センターの設置場所としての活用を優先して行います。

⑤区民集会所としての活用…[既存施設の活用関係]

高齢者が通い憩える場として多目的室を確保する以外に、介護保険制度改正による地域支援事業の充実や地域包括支援センターとしての活用を行わない既存施設は、区民集会所として午前9時から午後9時までの間、貸出しを行います。

また、かくしゃく講座等の区主催事業や団体へ行っていた部屋の貸出しについては、いこいの家であった区民集会所を利用する場合に優先利用枠を設けるとともに、他の区民集会所の利用も促進することにより、社会参加の輪の拡大を図っていきます。

⑥施設の管理…[いこいの家機能及び既存施設の活用関係]

午前9時から午後5時までの施設の管理については、新しい総合事業の担い手としてのNPO・ボランティア団体や、地域包括支援センターの担い手としての事業者が参入する施設においては、それらの主体に併せて委託し、その他の施設においては、シルバー人材センター等に委託します。

また、午後5時から午後9時までの区民集会所としての管理については、区民集会所の管理運営方法の中から有効なものを選択します。

《ふれあい館》

高齢者の福祉の向上及び、社会福祉活動の推進を図ることを目的として設置された施設であり、利用者も確保されていることから、規模や配置は妥当と判断し、今後も現状の施設機能を維持していきますが、平成28年度から利用者負担の導入により、負担の公平性の確保と財政的負担の軽減を図っていきます。

利用者負担については、受益者負担の考えに基づき、個人又は団体が設備を占有使用する場合を対象に、各設備（会議室・浴室・運動室）やサービス（講座）の利用について導入します。

浴室の使用については、公衆浴場料金が法令により統制価格となっており東京都においては上限額（460円）が設定されていること、老人福祉法において老人福祉センターの使用料金は原則無料又は低額な料金とする旨が規定されていること、また、ふれあい館の入浴事業において1回当たりの入浴時間に上限を設けていることなどに鑑み、公衆浴場料金を下回る使用料を設定します。

講座については、現在、指定管理者において消耗品等使用実費を受講料として徴収し

ていますが、講師料等を含めた受講料と、部屋部分の使用料についても加算して料金設定を行います。

なお、利用者負担の導入による歳入は指定管理者の歳入となり、その相当額を区が支払う指定管理料から差し引くことにより経費軽減が図られます。

(2) 適正規模・適正配置の基本的な考え方

《いこいの家》

高齢者が通い憩える場として、1施設当たり概ね30㎡程度の多目的室と施設の日常的管理のための事務室の面積を合わせて、今後のいこいの家の適正な規模とします。

今後のいこいの家機能の配置は、地域の高齢者が気軽に通い憩えるよう、地域活動の単位として定着している18地区を基本に配置を行い、類似機能を有するふれあい館が配置されている地区を除いて配置します。

また、他の公共施設の改築等に合わせて複合化することが可能な場合は、施設の総量抑制の観点から、他施設との複合化を基本として配置します。

《ふれあい館》

設置要綱基準により、浴室、大広間、多目的室、娯楽室、相談室、学習室、機能回復室等を設置する現在の施設規模は、利用者が確保されていることから適正であると判断します。施設規模が大きく、広範囲から多数の利用者を集めることが可能であるため、現状の5地域を単位とした配置を基本として1地域に1施設を配置します。

(3) 改築・改修等の整備に関する基本的な考え方

《いこいの家》

- ・ 今後のいこいの家機能は、他施設への複合化を基本としていくため、いこいの家単独での改築は行いません。現在のいこいの家が単独又は基幹となっている施設については、既存建築物の維持を基本とし、施設全体の状況を勘案しながら、将来LCCを意識しつつ計画的に実施時期を分散させた改修を行い、年度間の経費の平準化を図っていきます。
- ・ いこいの家機能の縮小に合わせた入浴事業の廃止を見据え、浴室設備については既存設備の保守に留め、新規設備の導入及び改修は行いません。
- ・ 入浴事業廃止後の浴室部分については、当該施設の将来LCCを踏まえ、その後の活用用途を検討し、必要に応じて機能転換のための設備変更の工事を行います。

《ふれあい館》

- ・ ふれあい館が単独又は基幹となっている複合施設については、施設全体の状況を勘案しながら、将来LCCを意識しつつ計画的に実施時期を分散させた改修を行い、年度間の経費の平準化を図ります。
- ・ 利用者負担の導入に向け、入浴用給湯設備を含めて経年劣化した部位の改修等を行い、施設の整備水準が各館で均質となるように努めます。

4-3 施設整備検討結果

(1) 適正規模・適正配置の進め方

①標準的な施設規模

〈いこいの家〉

いこいの家機能のための標準的な施設規模は、共用部分を除き延床面積約 45 m²とし、30 m²程度の多目的室 1 室と、施設の維持管理のための 15 m²程度の事務室 1 室とします。

〈ふれあい館〉

ふれあい館の標準的な施設規模は、現状の規模を適正と判断し、その平均面積である延床面積 1,180 m²とします。

(必要な機能)

- 事業…生活相談、健康相談、生業及び就労の指導、機能回復訓練の実施、教養講座等の実施、老人クラブに対する援助等
- 建築物等…面積 495.5 m²以上、立地条件として高齢者の利用上の便宜を図ることを可能とし、事業を円滑に行えること。必要な諸室は、生活相談室、健康相談室、運動室、集会室、教養娯楽室、図書室、浴室（公衆浴場法による許可を要する）、便所、所長室、事務室
- 職員…施設の長、相談・指導を行う職員、その他必要な職員

②具体的な配置目標

〈いこいの家〉

地域の高齢者が気軽に通い憩える場として、地域活動の単位として定着している 18 地区へ配置することを基本とし、類似機能を有するふれあい館が設置されている地区を除いて設置するため、ふれあい館が設置されている 5 地区を除いた 13 地区に設置します。

〈ふれあい館〉

施設規模が大きく区内の広範囲から多くの利用者を集めることができるため、1 地域に 1 施設とし区内に 5 か所配置します。

③適正配置手法

〈いこいの家〉

新規の単独設置・改築は行いません。既存施設の老朽化状況を踏まえ、同一地区にある公共施設の改築等に合わせて複合化が可能な場合は、施設の総量抑制の観点から他施設への複合化を基本として配置します。

〈ふれあい館〉

施設の更新時期の到来に際しては、同一地区の公共施設の改築等に合わせ、複合化を基本として配置します。

(2) 検討結果一覧

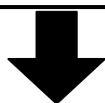
第1期の対象施設について“更新”“廃止”“検討”に分類します。

※分類用語の定義

更新…施設の存続を前提に改築、大規模改修、集約、複合等の対象とする施設
廃止…施設の現用途を廃止する施設
検討…施設のあり方の検討や外部との調整が必要な施設

《いこいの家》

第1期 (H28~H37)	第2期 (H38~H47)	第3期 (H48~H57)	第4期 (H58~H67)
14施設			

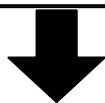


方向性	第1期 10年間の目標事業量
更新	13施設
廃止	1施設
検討	0施設
計	14施設

《ふれあい館》

第1期 (H28~H37)	第2期 (H38~H47)	第3期 (H48~H57)	第4期 (H58~H67)
2施設		2施設	

第5期以降（1施設）



方向性	第1期 10年間の目標事業量
更新	2施設
廃止	0施設
検討	0施設
計	2施設

5 児童福祉施設編

5-1 児童福祉施設の現状と課題

(1) 施設種別概要

①設置目的・利用状況

《児童館》

児童館の平成 25 年度年間施設総利用者数は 907,341 人であり、最近の 5 年間では年間施設総利用者数が 90 万人前後を推移しています。

平成 25 年度の利用者数の割合構成は乳幼児及び乳幼児の保護者・その他で 50%程度、小学生 47%程度、中学生 2%程度となっています。なお、小学生の利用者数は、あいキッズ実施前の平成 20 年度の年間利用者数 527,869 人と比べ、平成 25 年度の利用者数は 427,516 人と減少しています。

児童館の担ってきた小学生の放課後の安心・安全な居場所と遊び場としての役割があいキッズへ移行することや、「子ども・子育て支援新制度」に対応した新たな施設を整備する必要があることから、事務改善委員会の戦略的課題の一つとして、適正配置を含めた児童館のあり方を検討しています。

《保育園》

区立保育園（公設民営園を含む）の平成 26 年 4 月 1 日現在での入所児童数は 3,828 人であり、民営化による区立施設の減少に伴い、最近の 5 年間で入所児童数が若干減少傾向にありますが、私立園を含めた認可保育園の入所児童数は着実に増加しています。

板橋区における平成 26 年 4 月 1 日現在の待機児数は 515 人であり、最近の 5 年間では 341 人～515 人の間を推移しています。

《学童クラブ》

学童クラブの平成 26 年 4 月 1 日現在での在籍者数は 10 施設で 665 人です。

学童クラブからあいキッズへの移行に伴い、在籍者数はあいキッズ移行前の平成 20 年 4 月 1 日現在の 3,346 人から減少しており、平成 26 年度末で廃止の予定です。

②これまでの施設の規模や配置

《児童館》

施設の整備については、昭和 42 年から平成 22 年までに建設され、築 30 年以上の施設が 31 館あります。現在の施設総数は 38 館あり、その配置については子どもの行動半径を 500m と定め、半径 500m の円が入る 1km メッシュで板橋区を割ると 38 区画になり、それに合わせた整備を進めてきました。

18 地区別の配置状況では、地区の面積・人口には大きな違いがあるため、1 地区当たり 1 施設から 4 施設と開きがあります。また、板橋地域においては施設の配置密度が高

なくなっていますが、赤塚・高島平地域では配置密度が低くなっています。

さらに、施設規模については 201.79 m²から 613.60 m²までと開きがありますが、これは抛るべき標準が特に存在せず、敷地面積や併設施設との関係、建設時の諸事情等によるものです。

《保育園》

施設の整備については、昭和 36 年から平成 22 年までに建設され、築 30 年以上の施設が 36 園あります。現在の施設総数は 43 園あり、待機児の需要等を踏まえて配置に努めてきました。(平成 26 年 4 月 1 日現在までに民営化した施設数は 7 園)

施設規模は、228 m²から 1,174 m²までとなっています。

③施設整備状況

《児童館》

平成 22 年度における赤塚児童館の新設を最後に、近年は、適正配置を含めた児童館のあり方について検討を進めているため、緊急工事のみ対応しています。

《保育園》

併設施設（児童館・学童クラブ・集会所等）の状況、老朽化及び施設の傷み具合等を踏まえ、改築・改修を進めており、また、公共住宅の建替えに伴い単独施設としての用地確保ができた場合には施設民営化を図っています。

《学童クラブ》

あいキッズへの移行に伴い平成 26 年度末で廃止することから、学校外に設置されている施設の改築・改修は実施していませんが、内外装・設備等で利用者の健康・安全に影響するなど緊急性のある工事のみ実施しています。

(2) 対象施設一覧

●児童館								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (m ²)	建物延床 (m ²)	敷地面積 (m ²)	備考
1	赤塚児童館	赤塚	下赤塚	平 22	390	6,796	3365.65	
2	高島平児童館	高島平	高島平	昭 54	785	2,849	3299.99	
3	南板橋児童館	板橋	板橋	昭 54	311	573	491.21	
4	大山東児童館	板橋	熊野	平 06	518	835	541.55	
5	清水児童館	志村	清水	平 08	540	946	402.24	
6	さかうえ児童館	志村	志村坂上	昭 56	359	1,429	1682.7	
7	西徳児童館	志村	中台	平 08	354	845	都営住宅 敷地内	
8	蓮根第二児童館	高島平	蓮根	昭 53	401	2,074	都営住宅 敷地内	
9	富士見台児童館	志村	前野	昭 61	448	808	750.5	

No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
10	なります児童館	赤塚	成増	昭 56	398	1,010	1176.9	
11	新河岸児童館	高島平	高島平	昭 53	365	982	都営住宅 敷地内	
12	板橋児童館	板橋	富士見	昭 42	328	998	1785.16	
13	弥生児童館	板橋	仲町	昭 46	399	1,345	1413.34	
14	志村橋児童館	高島平	舟渡	昭 46	463	1,118	1807.84	
15	みなみ児童館	板橋	仲町	昭 42	406	867	727.25	
16	ときわ台児童館	常盤台	常盤台	昭 43	429	835	904.67	
17	中板橋児童館	板橋	仲町	昭 44	202	712	533.7	
18	蓮根児童館	高島平	蓮根	昭 44	418	863	769.4	
19	あさひが丘児童館	赤塚	下赤塚	昭 45	421	945	1047.92	
20	東新児童館	常盤台	桜川	昭 45	397	910	1059.39	
21	若木児童館	志村	中台	昭 46	497	1,291	1121.03	
22	南前野児童館	志村	前野	昭 47	471	1,260	912.77	
23	紅梅児童館	赤塚	徳丸	昭 47	373	1,151	1095.7	
24	西台児童館	志村	中台	昭 49	368	1,157	1257.81	
25	高島平あやめ児童館	高島平	高島平	昭 49	384	1,297	1447.8	
26	赤塚新町児童館	赤塚	下赤塚	昭 50	299	1,170	1175.93	
27	向原児童館	常盤台	大谷口	昭 51	375	1,312	1563.23	
28	上板橋児童館	常盤台	常盤台	昭 53	342	1,347	1225.8	
29	緑が丘児童館	志村	中台	昭 54	341	1,270	1200.1	
30	ゆりの木児童館	赤塚	下赤塚	昭 58	603	1,548	UR 都市機構 施設内	
31	加賀児童館	板橋	板橋	昭 42	438	836	819.31	
32	志村児童館	志村	志村坂上	平 12	526	710	638.5	
33	大原児童館	志村	清水	昭 49	305	2,267	1500	
34	氷川児童館	板橋	仲宿	昭 52	339	522	801.4	
35	しらさぎ児童館	赤塚	成増	昭 54	216	324	387.58	
36	はすのみ児童館	高島平	高島平	昭 55	486	720	901.82	
37	あずさわ児童館	志村	志村坂上	昭 55	204	204	民間マンション 敷地内	
38	成増南児童館	赤塚	成増	昭 59	363	2,620	1693.84	
●保育園								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	こぶし保育園	高島平	蓮根	平 17	707	1,214	公社社宅 敷地内	
2	大谷口保育園	常盤台	大谷口	平 04	1,174	1,462	1380.63	

No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
3	さかうえ保育園	志村	志村坂上	昭 56	800	1,429	1682.7	
4	西前野保育園	志村	前野	昭 54	796	908	1528.37	
5	赤塚保育園	赤塚	下赤塚	平 04	863	1,070	1928.89	
6	高島平つぼみ保育園	高島平	高島平	昭 62	910	1,485	1977.68	
7	にりんそう保育園	高島平	舟渡	平 14	642	1,948	浮間舟渡再開 発ビル敷地内	
8	板橋保育園	板橋	富士見	昭 42	671	998	1785.16	
9	弥生保育園	板橋	仲町	昭 46	839	1,345	1413.34	
10	志村橋保育園	高島平	舟渡	昭 46	574	1,118	1807.84	
11	大山西町保育園	板橋	仲町	昭 36	594	594	都営住宅 敷地内	
12	仲宿保育園	板橋	仲宿	昭 37	228	228	都営住宅 敷地内	
13	向台保育園	志村	中台	昭 40	268	268	661.16	
14	小桜保育園	志村	志村坂上	平 13	880	880	790.21	
15	みなみ保育園	板橋	仲町	昭 42	461	867	727.25	
16	ときわ台保育園	常盤台	常盤台	昭 43	406	835	904.67	
17	しらさぎ保育園	赤塚	成増	昭 43	418	418	都営住宅 敷地内	平成 28 年度 民営化予定
18	中板橋保育園	板橋	仲町	昭 44	510	712	533.7	
19	蓮根保育園	高島平	蓮根	昭 44	446	863	769.4	
20	あさひが丘保育園	赤塚	下赤塚	昭 45	524	945	1047.92	
21	東新保育園	常盤台	桜川	昭 45	513	910	1059.39	
22	若木保育園	志村	中台	昭 46	674	1,291	1121.03	
23	新河岸保育園	高島平	高島平	昭 46	679	679	都営住宅 敷地内	
24	南前野保育園	志村	前野	昭 47	624	1,260	912.77	
25	紅梅保育園	赤塚	徳丸	昭 47	677	1,151	1,095.7	
26	高島平つくし保育園	高島平	高島平	昭 47	582	582	UR都市機構 敷地内	
27	高島平すみれ保育園	高島平	高島平	昭 47	564	564	UR都市機構 敷地内	
28	高島平けやき保育園	高島平	高島平	昭 47	496	496	UR都市機構 敷地内	
29	栄町保育園	板橋	仲宿	平 22	404	404	1187.47	
30	高島平もみじ保育園	高島平	高島平	昭 48	592	592	UR都市機構 敷地内	
31	高島平さつき保育園	高島平	高島平	昭 48	887	887	都営住宅 敷地内	
32	西台保育園	志村	中台	昭 49	654	1,157	1257.81	
33	高島平あやめ保育園	高島平	高島平	昭 49	787	1,297	1447.8	
34	かないくぼ保育園	板橋	熊野	昭 49	675	777	763.73	
35	赤塚新町保育園	赤塚	下赤塚	昭 50	763	1,170	11175.93	

No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
36	高島平くるみ保育園	高島平	高島平	昭 50	685	685	1438.77	
37	向原保育園	常盤台	大谷口	昭 51	827	1,312	1563.23	
38	相生保育園	高島平	蓮根	昭 51	790	883	都営住宅 敷地内	
39	坂下三丁目保育園	高島平	蓮根	昭 51	599	599	都営住宅 敷地内	
40	上板橋保育園	常盤台	常盤台	昭 53	873	1,347	1225.8	
41	緑が丘保育園	志村	中台	昭 54	788	1,270	1200.1	
42	ゆりの木保育園	赤塚	下赤塚	昭 58	792	1,548	UR都市機構 敷地内	
●学童クラブ								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	加賀学童クラブ	板橋	板橋	昭 42	352	836	819.31	
2	旧大山東学童クラブ	板橋	熊野	平 06	164	835	541.55	
3	旧弥生学童クラブ	板橋	仲町	昭 46	107	1,345	1413.34	
4	上板橋学童クラブ	常盤台	常盤台	昭 53	133	1,347	1225.8	
5	旧向原学童クラブ	常盤台	大谷口	昭 51	110	1,312	1563.23	
6	前野学童クラブ	志村	前野	昭 47	165	1,260	912.77	
7	西台学童クラブ	志村	中台	昭 49	135	1,157	1257.81	
8	富士見台学童クラブ	志村	前野	昭 61	138	808	750.5	
9	大原学童クラブ	志村	清水	昭 49	227	2,267	1,500	志村第二小学校あ いキッズに移行
10	緑が丘学童クラブ	志村	中台	昭 54	140	1,270	1200.1	
11	旧若木第二学童クラブ	志村	中台	昭 46	120	1,291	1121.03	
12	旧若木学童クラブ	志村	中台	昭 43	107	107	都営住宅 敷地内	
13	旧西徳学童クラブ	志村	中台	平 08	182	845	都営住宅 敷地内	
14	なります学童クラブ	赤塚	成増	昭 56	114	1,010	1176.9	
15	成増南学童クラブ	赤塚	成増	昭 59	81	2,620	1,694	成増小学校あいキ ッズに移行
16	旧赤塚新町学童クラブ	赤塚	下赤塚	昭 50	108	1,170	1175.93	
17	旧ゆりの木学童クラブ	赤塚	下赤塚	昭 58	153	1,548	UR都市機構 敷地内	
18	旧三園学童クラブ	赤塚	成増	昭 54	108	324	387.58	
19	旧紅梅学童クラブ	赤塚	徳丸	昭 47	101	1,151	1095.7	
20	旧高島平学童クラブ	高島平	高島平	昭 54	227	2,849	3299.99	
21	まなくろ学童クラブ	高島平	蓮根	平 01	150	320	345.55	
22	旧蓮根第二学童クラブ	高島平	蓮根	昭 53	101	2,074	都営住宅 敷地内	
23	旧新河岸学童クラブ	高島平	高島平	昭 53	167	982	都営住宅 敷地内	

(3) 児童福祉施設の課題

《児童館》

- ①児童館の担ってきた小学生の放課後の安心・安全な居場所と遊び場としての役割があいキッズへ移行します。
 - ②子ども家庭支援センターや各健康福祉センター、教育委員会事務局各課などにおいて、児童館が対象としている年齢層に対し様々な取り組みが展開されており、区民ニーズの変化を踏まえた行政需要を捉え、関係各課との役割分担を明確にしていく必要があります。
 - ③「子ども・子育て支援新制度」に基づく地域子育て支援拠点事業に対応した施設整備を進める必要があります。
 - ④育児休業の拡充などの社会情勢から、乳幼児親子の利用者数は増加しており、在宅子育てに対する支援は今後も重要な課題として位置付け取り組んでいく必要があります。
- 以上のような課題があることから、児童館のあり方を見直す必要があります。

《保育園》

- ①待機児童数が解消できておらず、引き続き総合的な対策強化が必要です。
- ②常時開設しており休園できない施設のため、仮設園舎の設置にあたっては既存園舎の付近に設置場所を探すなど、仮園舎の確保等、運営に支障が生じることのないようにする必要があります。

《学童クラブ》

- ①あいキッズへの移行に伴い平成 26 年度末で廃止することから、空き施設の有効活用を図る必要があります。
- ②子ども家庭支援センターのすくすくカード事業や0歳児クラブなどの児童館事業により、学童の利用がない午前中の時間帯を現在使用していることを考慮する必要があります。

5-2 児童福祉施設の整備方針

(1) 児童福祉施設の今後の方向性

《児童館》

いたばし未来創造プラン「経営革新」編に掲げる「選択と集中」の視点を踏まえ、類似・重複事業を整理・調整した結果、児童館の機能と役割を見直し、これまで培ったノウハウや児童指導職としての専門性を活かし、在宅子育て支援に軸足を移した「新たな児童館」へと転換していきます。

「新たな児童館」では、開館日時を月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとし、乳幼児親子の居場所機能を充実させるとともに、相談機能や地域支援機能を強化して「子ども・子育て支援新制度」の趣旨に沿った「地域子育て支援拠点事業」に対応した施設とします。さらに、ノーマライゼーションの視点からバリアフリー化を進めるとともに、発

達障がいなど配慮を必要とする乳幼児への取り組みを必要に応じて複数の施設で実施します。また、小学生など従来の利用者にも配慮して一定の対応を継続することとし、あいキッズを実施しない土曜日については、委託で施設開放を行うことにより、家庭において就労等により保護者が不在で「一人で過ごすことが不安だ」という小学生を対象に昼食場所を提供し、小学生の自立を支援します。

《保育園》

保育施設の水準向上を図るとともに、可能な限り建設コストを抑えて環境に配慮した施設整備、メンテナンスを考慮した施設計画を実施していきます。

園児の保護者との面談の場や、在宅で子育てをしている方が保育に関する相談のできる場を設けた施設整備をしていきます。

《学童クラブ》

あいキッズへの移行に伴い平成 26 年度末で廃止することから、空き施設は児童福祉施設としての活用を優先して検討を行います。保育園と併設し保育園への用途転用が可能な施設については、用途転用や工事における影響を考慮し、改築・改修の工事時期と内容を検討します。

単独施設については、待機児対策の進捗状況を踏まえ、小規模保育事業（スマート保育）等による活用が可能か検討します。他の児童福祉施設への転用の可能性の高い施設を抽出し、児童福祉施設としての活用を中心に方向性を決め、残りの空き施設については、区民集会所など児童福祉以外の他の用途への転用も視野に入れていきます。

（２）適正規模・適正配置の基本的な考え方

《児童館》

「新たな児童館」について、地域の子育て力の向上や人とのつながりを大切にしたコミュニティの活性化を図るため、既に基本的な地域活動の単位として機能しており区民にも定着している 18 地区を基本に配置します。さらに、主な利用者となる乳幼児親子の行動範囲を考慮したうえで、地区間での対象人口や面積の開きを補完することにも配慮しつつ適正配置を行います。

《保育園》

保育園の適正配置については、乳幼児人口や面積、利用にあたっての交通事情など保育の提供区域を考慮し、区内 5 地域（板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平）を単位として設定します。この地域において、利用者が小規模保育事業、私立認可保育園など多様な規模や形態の保育を選択できる環境を確保しながら、保育施設間の連携を図るため、区立保育園を複数配置します。

また、施設の設置状況を踏まえながら、民間活力の導入や待機児対策を推進し、民間活力導入の手法について、民営化及び指定管理者制度も含め検討していきます。

(3) 改築・改修等の整備に関する基本的な考え方

《児童館》

地区の児童館利用対象人口・利用の動向から適切な施設規模を検討し、併設施設（保育園、あいキッズ移行後の旧学童クラブ空き施設、区民集会所等）の状況、築年数による老朽化及び施設の傷み具合等を踏まえつつ、周辺公共施設の改築時期に合わせ、施設の複合化を含めた改築・改修を計画していきます。

「新たな児童館」においては、多機能トイレなどのバリアフリー化を進めるとともに、利用者の安全面に配慮した環境とするため、複合化する場合には利用者の動線を考慮し、適切な管理が可能な構造とする必要があります。

また、改築・改修時に施設の休館による影響を勘案し、隣接しあった地区において同時期の改築を避けるなど、施工時期の分散方法を検討する必要があります。

《保育園》

改築にあたり以下2点を検討していきます。

①民間活力の導入や待機児対策と併せた改築計画の推進

民営化にあたっては、地区の状況や現在の利用者への影響を考慮し、事前説明から6年（児童が入れ替る期間）かかることを考慮した改築計画を進めていきます。

児童館と併設している場合、その改築にあたっては、併設施設の状況（「新たな施設」移行後）や施設の築年数による老朽化を踏まえ、改築計画を進めていきます。

②有効活用可能な仮設園舎の設置の検討

改築に際し仮設園舎を設置する場合、1改築当たりに係る仮園舎設置コストを縮減するため、複数園の改築・改修時にわたって有効活用ができるか検討します。

5-3 施設整備検討結果

(1) 適正規模・適正配置の進め方

①標準的な施設規模

《児童館》

「新たな児童館」に移行した後の児童館の標準的な施設規模は1施設当たり400㎡とします。

※必要な機能（諸室）…遊戯室、乳幼児専門ルーム「すくすくサロン室」、多目的室A、多目的室B、事務室、エントランス、自転車置き場、バギー置き場、倉庫等

《保育園》

保育園の標準的な施設規模は、1施設当たり延べ床面積 900 m²、屋外遊戯場 500 m²とします。

※必要な機能（諸室）…保育室、遊戯室、調理室、医務室、調乳室（0歳）、沐浴室（0歳）、事務室、面談室、会議室、職員休養室、倉庫、屋外遊戯場等

標準的なモデルを定員 105 人の施設とし、歳児ごとの定員を0歳=10人・1歳=15人・2歳=20人・3歳=20人・4歳=20人・5歳=20人と想定しています。

保育室の児童1人当たり面積は、0歳=5 m²・1歳=3.3 m²・2歳以上=1.98 m²以上、屋外遊戯場（又は保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所）は、2歳以上につき3.3 m²以上を確保する必要があります。

②具体的な配置目標

《児童館》

「新たな児童館」は、18地区を基本に配置することとします。また、地域子育て支援拠点事業が円滑に実施できるよう、地域間での対象人口や面積、小学生など従来の利用者の一部も引き続き利用することなども踏まえて、さらに8館を配置することとします。在宅子育て支援にシフトした事業展開は平成27年度から順次すすめますが、適正配置については平成28年4月1日実施とします。廃止する児童館については、保育園など他の児童福祉施設や区民集会所など、他の用途への転用も視野に入れて施設の有効活用を検討していきます。

《保育園》

区立保育園は、継続的に事業運営を担い保育内容の様々なノウハウが伝承されてきた特性があります。また、地域において保育施設間で連携しながら、保育事業の水準を維持・向上させる役割も求められています。

こうした区立保育園の特性や施設間の連携が求められる状況を踏まえ、5地域を単位に小規模保育事業や私立認可保育園に対し適切な支援・連携を図ります。また、各地域内で施設が偏在することがないように配置します。

③適正配置手法

《児童館》

施設の配置状況・規模・老朽化度・用途転用の可否等を踏まえつつ、周辺の公共施設等の改築時期に合わせ、施設の複合化等を考慮しながら、適正配置を進めていきます。

《保育園》

該当施設周辺の待機児の状況や保育施設の充足状況の動向を捉えながら、施設の配置状況・規模・老朽化度等を踏まえて、適正配置を進めていきます。

(2) 検討結果一覧

第1期の対象施設について“更新”“廃止”“検討”に分類します。

※分類用語の定義

更新…施設の存続を前提に改築、大規模改修、集約、複合等の対象とする施設
廃止…施設の現用途を廃止する施設
検討…施設のあり方の検討や外部との調整が必要な施設

《児童館》

第1期 (H28~H37)	第2期 (H38~H47)	第3期 (H48~H57)	第4期 (H58~H67)
1 4 施設	5 施設	1 4 施設	2 施設

第5期以降（3施設）

方向性	第1期 10年間の目標事業量
更新	2 施設
廃止	1 2 施設
検討	0 施設
計	1 4 施設

《保育園》

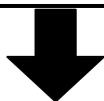
第1期 (H28~H37)	第2期 (H38~H47)	第3期 (H48~H57)	第4期 (H58~H67)
4 施設	2 2 施設	8 施設	3 施設

第5期以降（4施設）

方向性	第1期 10年間の目標事業量
更新	2 施設
廃止	0 施設
検討	2 施設
計	4 施設

《学童クラブ》

第 1 期 (H28～H37)	第 2 期 (H38～H47)	第 3 期 (H48～H57)	第 4 期 (H58～H67)
21 施設			



方向性	第 1 期 10 年間の目標事業量
更新	0 施設
廃止	21 施設
検討	0 施設
計	21 施設

※上記の 21 施設は、平成 21 年度からのあいキッズへの移行に伴い平成 26 年度末までに、学童クラブとしての用途を廃止し、未利用または未利用予定となる施設の総数です。

6 学校関連施設編

6-1 学校関連施設の現状と課題

(1) 施設種別概要

①設置目的・利用状況

《小中学校》

小学校 52校 児童数 21,763人 (昭和56年ピーク時の約51.8%)

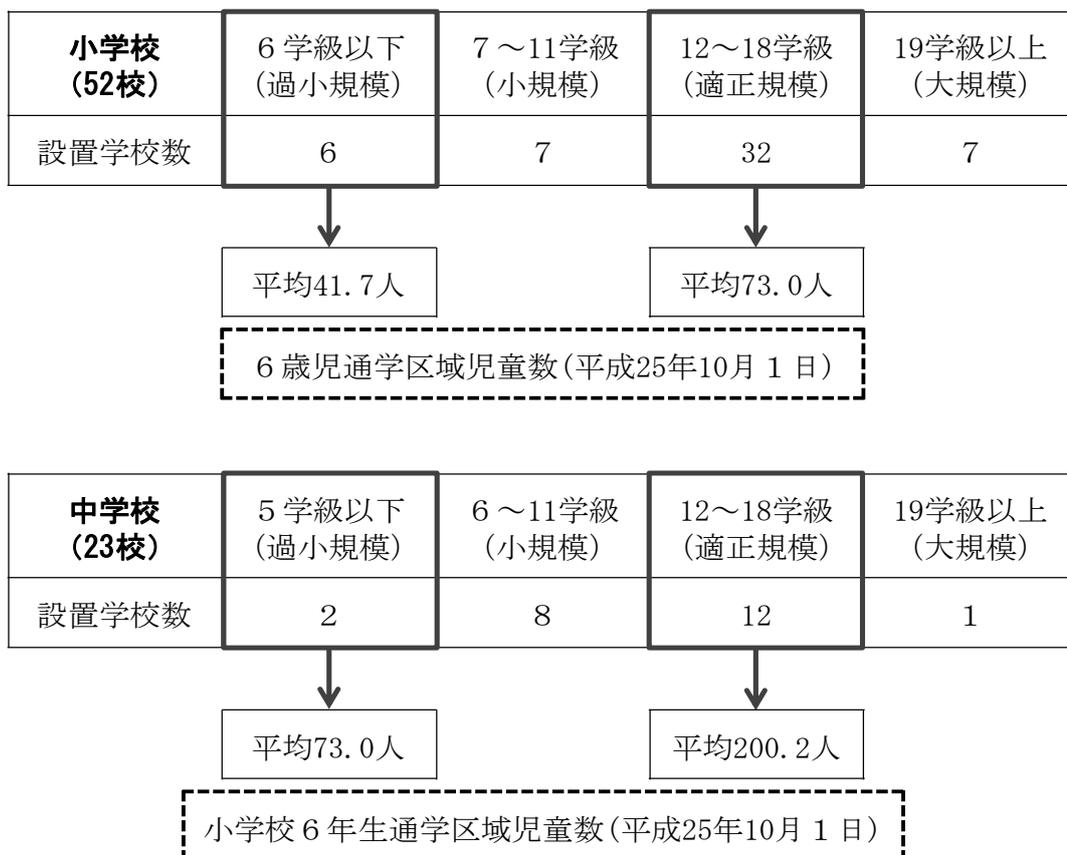
中学校 23校 生徒数 9,414人 (昭和60年ピーク時の約49.5%)

※平成26年5月1日現在

②これまでの施設の規模や配置

《小中学校》

学校規模（平成25年度）と通学区域内児童・生徒数



区全体の児童・生徒数がピーク時から半減している状況にあり、小規模校と適正規模校の通学区域内児童・生徒数に大きな開きがあります。このことから、学校が密集していること、通学区域が小さいこと等がうかがえます。

③施設整備状況

《小中学校》

平成8年度に昭和30年代建設31校（小学校13校、中学校18校）の改築を進める「板橋区学校改築事業計画」を策定しました。その後、財政的負担を考慮しつつ改築と大規模改修を併用して整備を進めてきましたが、さらなる財政状況の悪化や児童・生徒の安全確保のための耐震補強工事を最優先に取り組む等の状況が発生したため、まだ改築・大規模改修が未計画の学校9校（小学校3校、中学校6校）が残されています。

補修・修繕工事に関しては、計画的な設備等の更新、緊急対応工事のほか、「学校要望調査」を実施し、職員による現状確認・検討のうえ実施しています。

(2) 対象施設一覧

●小学校								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	志村小学校	志村	志村坂上	昭38	5,070	5,070	8,486	
2	志村第一小学校	志村	清水	昭46	5,416	5,416	9,902	
3	志村第二小学校	志村	志村坂上	昭43	4,994	4,994	8,067	
4	志村第三小学校	志村	清水	昭43	5,700	5,700	8,816	
5	志村第四小学校	志村	志村坂上	昭41	5,427	5,427	9,757	
6	志村第五小学校	志村	中台	昭38	5,487	5,487	11,183	
7	志村第六小学校	高島平	蓮根	昭46	7,099	7,099	13,163	
8	前野小学校	志村	前野	昭48	5,648	5,648	8,255	
9	中台小学校	志村	中台	昭48	6,364	6,364	10,983	
10	舟渡小学校	高島平	舟渡	昭44	6,107	6,107	12,650	
11	新河岸小学校	高島平	高島平	昭52	5,866	5,866	10,500	
12	富士見台小学校	志村	前野	昭48	4,412	4,412	7,793	
13	蓮根小学校	高島平	蓮根	昭40	6,408	6,408	10,413	
14	蓮根第二小学校	高島平	蓮根	昭53	5,237	5,237	9,992	
15	志村坂下小学校	高島平	蓮根	昭38	6,108	6,108	8,540	
16	北前野小学校	志村	前野	昭42	5,415	5,415	10,532	
17	緑小学校	志村	中台	昭53	5,631	5,631	10,000	
18	若木小学校	志村	中台	昭37	6,393	6,393	11,097	
19	板橋第一小学校	板橋	仲宿	平25	8,375	8,375	10,071	
20	板橋第二小学校	板橋	板橋	昭46	4,725	4,725	7,101	
21	板橋第四小学校	板橋	板橋	昭38	6,614	6,614	7,031	

No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
22	板橋第五小学校	板橋	熊野	昭 46	5,401	5,401	7,219	
23	板橋第六小学校	板橋	仲町	昭 40	4,971	4,971	6,135	
24	板橋第七小学校	板橋	熊野	昭 43	4,447	4,447	5,673	
25	板橋第八小学校	板橋	富士見	昭 43	5,107	5,107	6,842	
26	板橋第九小学校	板橋	仲宿	昭 43	5,036	5,036	8,044	
27	板橋第十小学校	常盤台	大谷口	昭 36	5,566	5,566	9,296	
28	金沢小学校	板橋	板橋	昭 50	6,477	6,477	16,280	
29	中根橋小学校	板橋	仲宿	昭 47	5,978	5,978	6,928	
30	加賀小学校	板橋	仲宿	昭 50	5,247	5,247	10,157	
31	上板橋小学校	常盤台	桜川	昭 43	4,830	4,830	7,286	
32	上板橋第二小学校	常盤台	大谷口	昭 42	5,623	5,623	7,705	
33	上板橋第四小学校	常盤台	常盤台	昭 39	5,967	5,967	10,953	
34	常盤台小学校	常盤台	常盤台	昭 45	5,961	5,961	7,207	
35	桜川小学校	常盤台	桜川	昭 50	6,768	6,768	14,472	
36	弥生小学校	板橋	仲町	昭 49	4,709	4,709	7,372	
37	大谷口小学校	常盤台	大谷口	平 19	7,637	7,637	10,339	
38	向原小学校	常盤台	大谷口	昭 36	5,796	5,796	12,111	
39	赤塚小学校	赤塚	成増	昭 42	5,261	5,261	10,803	
40	成増小学校	赤塚	成増	昭 43	6,242	6,242	10,357	
41	赤塚新町小学校	赤塚	下赤塚	昭 58	6,350	6,350	10,000	
42	紅梅小学校	赤塚	徳丸	昭 43	6,758	6,758	10,540	
43	北野小学校	赤塚	徳丸	昭 41	7,028	7,028	12,861	
44	成増ヶ丘小学校	赤塚	成増	昭 42	5,857	5,857	9,759	
45	下赤塚小学校	赤塚	下赤塚	昭 39	5,798	5,798	10,673	
46	徳丸小学校	赤塚	徳丸	昭 36	5,902	5,902	12,834	
47	三園小学校	赤塚	成増	昭 40	5,539	5,539	12,316	
48	高島第一小学校	高島平	高島平	昭 52	5,807	5,807	10,318	
49	高島第二小学校	高島平	高島平	昭 47	6,531	6,531	14,793	
50	高島第三小学校	高島平	高島平	昭 47	4,858	5,017	12,600	
51	高島第五小学校	高島平	高島平	昭 48	4,613	4,613	9,917	
52	高島第六小学校	高島平	高島平	昭 51	7,927	8,293	15,801	

●中学校								
No.	施設名	地域	地区	築年	施設延床 (㎡)	建物延床 (㎡)	敷地面積 (㎡)	備考
1	板橋第一中学校	板橋	板橋	昭 36	7,040	7,040	11,250	
2	板橋第二中学校	板橋	仲町	昭 35	7,669	7,669	14,025	
3	板橋第三中学校	板橋	仲宿	平 24	9,619	9,619	14361	
4	板橋第五中学校	板橋	板橋	昭 37	5,708	5,708	11,529	
5	加賀中学校	板橋	仲宿	昭 32	7,146	7,146	21,581	
6	志村第一中学校	志村	清水	昭 56	9,224	9,224	13,443	
7	志村第二中学校	志村	志村坂上	昭 35	6,318	6,318	10,905	
8	志村第三中学校	高島平	蓮根	昭 36	8,497	8,497	12,250	
9	志村第四中学校	志村	志村坂上	昭 50	8,704	8,704	12,359	
10	志村第五中学校	高島平	蓮根	昭 58	6,981	6,981	10,011	
11	西台中学校	高島平	高島平	昭 38	9,091	9,091	13,776	
12	中台中学校	志村	中台	昭 33	9,999	9,999	10,694	
13	上板橋第一中学校	常盤台	常盤台	昭 36	6,927	6,927	12,486	
14	上板橋第二中学校	常盤台	大谷口	昭 36	7,516	7,516	9,925	
15	上板橋第三中学校	常盤台	常盤台	昭 36	6,357	6,357	7,498	
16	桜川中学校	常盤台	桜川	昭 50	6,738	6,738	11,700	
17	向原中学校	常盤台	大谷口	昭 34	6,103	6,103	12,259	
18	赤塚第一中学校	赤塚	徳丸	昭 32	9,661	9,661	15,536	
19	赤塚第二中学校	赤塚	成増	平 25	9,969	9,969	13,322	
20	赤塚第三中学校	赤塚	下赤塚	昭 36	8,988	8,988	12,324	
21	高島第一中学校	高島平	高島平	昭 46	6,367	6,367	14,972	
22	高島第二中学校	高島平	高島平	昭 47	8,694	8,694	16,837	
23	高島第三中学校	高島平	高島平	昭 55	7,944	7,944	23,148	

(3) 学校関連施設の課題

＜小中学校＞

①昭和 30 年代建設校の更新

改築・大規模改修が未計画となっている 9 校の対応を急ぐ必要があります。

②学校施設更新期の集中

築後 60 年で改築を行うと仮定すると、計画策定後（平成 28 年度から）20 年間で 61 校が改築期を迎え、最も集中する平成 33 年度には 9 校が改築期を迎えます。

③これからの学校教育に必要な教育環境の整備

少人数学習等の多様な学習形態に対応できるスペースが不足しているほか、ICT機器の不足等、新たな教育手法への対応が求められています。

④将来にわたる学校適正規模・適正配置の維持（児童・生徒数の変動への対応）

児童・生徒数はピーク時から半減し、将来的にも減少が見込まれ適正規模を下回る学校の増加が懸念されています。一方で大規模集合住宅等の建設により、大規模化する学校の出現が予想される地域もあります。

⑤改築・改修工事の仕様見直しやランニングコストへの配慮による費用縮減

充実した教育環境の整備を一貫性のある方針のもと推進するため、標準的な施設規模や仕様等の前提条件を定めるほか、工事手法の検討による費用の平準化を図る必要があります。また、適切な維持保全と長寿命化による将来コストのトータルの削減を図る必要があります。

6-2 学校関連施設の整備方針

（1）学校関連施設の今後の方向性

＜小中学校＞

「いたばしの教育ビジョン」・「いたばし学び支援プラン」の実現に向けて、安心・安全で魅力的な学校環境の整備等、板橋区の教育を取り巻く環境の変化に対応する視点から、「板橋区学校改築事業計画」（平成8年度）の抜本的な見直しを行った「いたばし魅力ある学校づくりプラン」（以下、魅力ある学校づくりプラン）を平成26年2月に策定しました。

魅力ある学校づくりプランでは、“将来の学校に求められる設備や機能が整備された学校”“将来にわたって、集団としての教育機能が最大限に発揮される規模を有する学校”の整備をめざしています。そのため、教育的効果を高めるための整備のほか、学校施設における今日的課題に対応した施設整備の目標を定めました。

＜学校施設の整備目標＞（抜粋）

①教育環境の充実

「高機能・多機能で、授業の場として整った教室環境」「教育ICT化への対応」
「多様な学習形態に対応する教育空間」「教科学習を充実できる施設構成」

②生活・運動環境の充実

「ゆとりと潤いのある生活空間」「多様な交流機会を生み出す場」「体育施設の充実」
「防犯性の高い施設」「事故が起こらない施設」

③学校と地域の連携

「放課後の子どもたちの居場所」「地域活動や学校と地域との連携を活性化させる学校施設」

④地球環境への配慮

「環境負荷の軽減」「木の温もりを感じられる内装の木質化」

⑤災害に強い学校

「避難所機能の充実」「非構造部材の耐震化」

⑥バリアフリーに配慮した施設

「エレベーターの設置や施設内外の段差解消など、だれでも使いやすい施設」

「安全面に十分配慮した設計」

(2) 適正規模・適正配置の基本的な考え方

＜小中学校＞

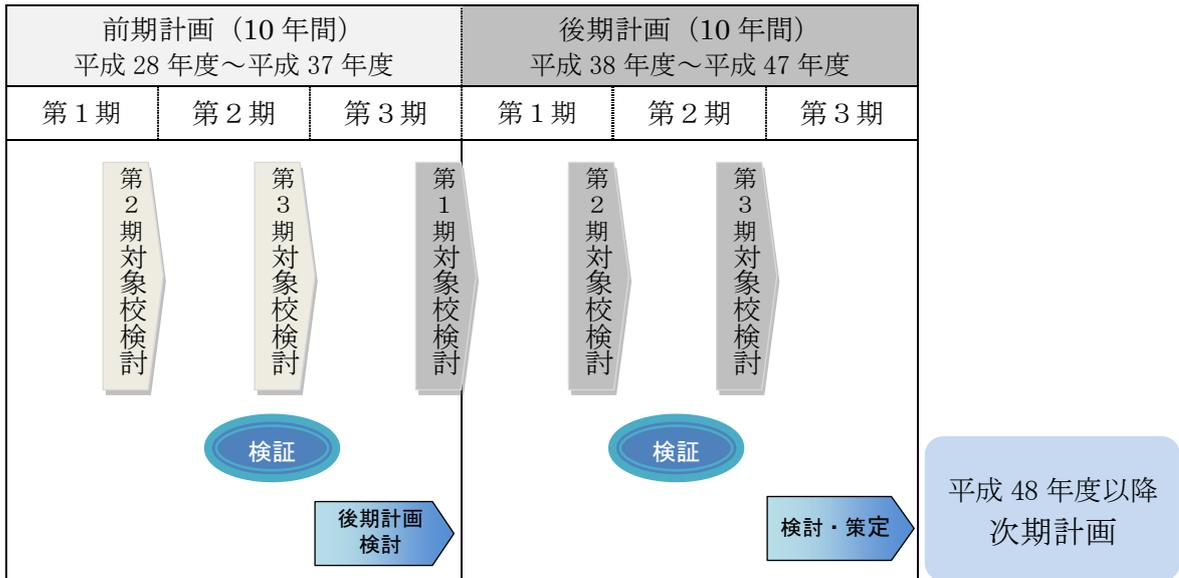
今までの施設の老朽化への対応を主眼とした施設整備から、将来にわたる学校の適正な規模の維持及び配置等の教育環境の重要な要素である学校規模の観点を取り入れました。検討にあたっては、当該校だけではなく周辺の学校を含めてグループ編成を行い、学校の統合により適正規模・適正配置が将来にわたり維持され、充実した教育環境を整えられる検討結果となった場合には、学校統合に向けた具体的な統合計画・建築計画の策定を進めます。

手順に関しては「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針（平成25年9月）」に従って取り組みます。

＜魅力ある学校づくりプランの計画期間＞

平成28年度から平成47年度までの20年間とし、10年間ごとに「前期計画」（平成28年度～平成37年度）と「後期計画」（平成38年度～平成47年度）に分けます。前期計画では第1期～第3期に分けて、①昭和30年代に建築し、改築・大規模改修未計画校、②過小規模化により対応を要する学校を優先的に着手します。

プランの計画期間



<検討する学校グループの考え方>

①学校施設の改築期、②過小規模化・過大規模化により対応を要する場合に、隣接する学校の中から検討する学校グループを編成します。検討にあたって学校グループ検討方針を作成しました。

学校グループ編成方針（検討項目）

児童・生徒数の将来予測	統合や通学区域変更を行うことで将来にわたり学校の適正規模が維持されること。
学校施設の状況	建築年、改築・大規模改修状況、施設及び設備の老朽化状況、校地面積、立地状況等を総合的に勘案する。（当面の間、改築及び大規模改修の実施校は原則としてグループ編成の検討対象から除外）
通学区域の調整	学校統合により通学区域が著しく拡大する場合（注 1）や学校統合後の教育環境向上のため、児童・生徒数の調整が必要な場合は、通学区域の調整を行う。 調整は検討対象校の隣接校（注 2）と、それに接する周辺校（注 3）（改築及び大規模改修実施済の学校も対象とする）

注 1 小学校で概ね 1,000m、中学校で概ね 1,500m を著しく超える場合（出典：「小中学校通学区域問題検討協議会報告」「区立学校適正規模及び適正配置審議会答申」）

注 2 検討対象校と通学区域が接している学校

注 3 隣接校に通学区域が接している学校

(学校グループ編成の主なポイント)

- 学校規模・通学区域の児童・生徒数（現在及び将来推計）
- 将来にわたる適正規模の維持、通学区域調整
- 学校施設状況（改築・大規模改修状況、改築期、校地面積、立地状況等）
- 学校間距離
- 町会区域・地域の実情

※将来にわたり1校で適正規模が維持される場合については、単独での改築を検討します。

<前期計画における優先検討校>

▼昭和30年代に建設され改築・大規模改修未計画校

▼過小規模化により対応を要する学校

昭和30年代建設校				過小規模化校	
①向原中	(S34/3学級)	⑥板橋第五中	(S37/4学級)	①向原中	(S34/3学級)
②上板橋第一中	(S36/10学級)	⑦板橋第十小	(S36/13学級)	※昭和30年代建設校覧にも該当	
③上板橋第二中	(S36/9学級)	⑧向原小学校	(S36/7学級)	②板橋第九小	(S43/6学級)
④上板橋第三中	(S36/12学級)	⑨志村小学校	(S38/12学級)		
⑤板橋第一中	(S36/13学級)				

<前期計画における学校グループ検討結果>

	学校グループ	通学区域検討校	備考
第1期	A：向原中学校・上板橋第二中学校	建設地検討時に選定	(検討) 平成26～27年度
	B：板橋第十小学校	弥生小・向原小・板六小・大谷口小	(設計) 平成28～29年度
	C：板橋第九小学校・中根橋小学校	建設地検討時に選定	(改築) 平成30～31年度
	改築・大規模改修未計画校	通学区域検討校	備考
第2期以降	[D以降] 上板橋第一中学校・上板橋第三中学校・板橋第一中学校・板橋第五中学校・向原小学校・志村小学校	検討グループ・建設地等検討時に選定	

※第1期は学校規模の観点から、緊急的な対応を要する学校を中心に組みます

※第2期は学校施設状況や今後の人口推移等を見て、学校グループ編成方針に基づき平成28年度に決定します

※第3期はさらに次期の国の将来人口推計も踏まえて平成31年度に決定します

(3) 改築・改修等の整備に関する基本的な考え方

《小中学校》

教育環境の整備を学校施設・設備の老朽化への対応というハード面に限定せず、学校規模や立地条件、新たな教育課題に対応できる施設整備を含め、学校施設の改築・大規模改修と学校適正規模・適正配置を連動させ、多面的な検討を行って学校施設整備を推進していきます。

＜魅力ある学校づくりプランの計画期間＞

平成 28 年度から平成 47 年度までの 20 年間とし、10 年間ごとに「前期計画」（平成 28 年度から平成 37 年度）と「後期計画」（平成 38 年度～平成 47 年度）に分けます。前期計画では第 1 期～第 3 期に分けて①昭和 30 年代に建築し、改築・大規模改修未計画校②過小規模化により対応を要する学校を優先的に着手します。

▼前期計画の取り組みイメージ

学 校 グ ル ー プ	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度	32 年 度	33 年 度	34 年 度	35 年 度	36 年 度	37 年 度	38 年 度
第 1 期	A	調査・検討	設計	改築工事									
	B	調査・検討	設計	改築工事									
	C	調査・検討	設計	改築工事									
第 2 期	D		対象校決定	調査・検討	設計	改築							
	E												
	F												
第 3 期	G					対象校決定	調査・検討	設計	改築				
	H												
	I												

- ・改築 3 校ずつ完了していくペースと仮定すると、前期計画では 9 校完了します
(財政措置は他の公共施設整備を含めて、平成 26 年度以降に検討)

＜改築・改修等の具体的な方向性＞

○老朽化への対応

- ・改修手法の確立
- ・保全計画の策定
- ・長寿命化の推進

(「板橋区学校施設大規模改修検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月))

○計画的な改築と改築・改修等の経費確保

- ・年度間事業の平準化
- ・工事単価の設定

○施設の長寿命化と将来コストの縮減

- ・計画的な保全計画の実施

○施設総量の抑制

- ・適正規模・適正配置の推進

○施設整備の平準化（標準設計指針の作成）

- ・標準設計指針を平成 27 年度までに作成します。

学校施設は、避難所に指定されており、元々品質が高いため耐久性が高く長期の使用に耐えうる建築物となっています。このため、マスタープランでは、将来LCC予測を行うにあたり一般的な建築物の耐用年数を 60 年と設定していますが、劣化調査を実施し、適切な改修（維持改修・大規模改修等）を行うことにより長寿命化を図り、60 年以上の耐用年数をめざすことも視野に入れていきます。

なお、個別整備計画における目標耐用年数の考え方については、「8 総合的かつ計画的な管理に関する方針」をご覧ください

[改築・改修等の整備に関する基本的な考え方を推進するための検討事項]

- ・学校統合後の用地活用（売却・貸付益の施設整備費への充当の検討）
- ・学校施設整備の推進体制の整備（教育委員会の組織・人員体制整備）
- ・改築工事中の仮設校舎のあり方（統合の場合に、統合校の学校施設活用）
- ・費用の縮減（仕様の標準化・ランニングコストに配慮した施設）
- ・学校施設と他施設の複合化（公共施設整備全体との調整）

6-3 施設整備検討結果

（1）適正規模・適正配置の進め方

①標準的な施設規模

≪小学校≫

[標準的な諸室]

教室数（12 学級～18 学級）、特別教室（図書室・音楽室・図工室・家庭科室・生活科室・理科室）、学習室（数室）・多目的室、ランチルーム、パソコン室・特別支援教室、地域活動室、放課後教室、保健室、相談室、校長室、職員室、事務室、主事室、PTA室、放送室、更衣室、給食調理室、配膳室など

屋内運動場、プール

[現在の施設規模]

平均面積 校地 約 10,037 m²、校舎 約 5,827 m²

※小学校は平成 26 年 3 月末閉校の大山小学校を除いた 52 校で算出しました。

[近年に改築した小学校の面積]

大谷口小学校（平成 19 年度）

校舎 約 7,637 m²

板橋第一小学校（平成 24 年度）

校舎 約 8,375 m²

《中学校》

[標準的な諸室]

教室数（12 学級～18 学級）、特別教室（図書室・音楽室（第一・第二）・木工室・金工室・理科室（第一・第二）・調理室・被服室）、生徒会室、進路指導室、学習室（教室）、多目的室、ランチルーム、特別支援教室、地域活動室、保健室、校長室、職員室、事務室、主事室、PTA室、放送室、更衣室、給食調理室、配膳室など
屋内運動場、武道場、プール

[施設規模]

平均面積 校地 約 13,315 m²、校舎 約 7,881 m²

[近年に改築した中学校の面積]	
板橋第三中学校（平成 23 年度） 校舎 約 9,619 m ²	赤塚第二中学校（平成 24 年度） 校舎 約 9,969 m ²

標準的な施設規模については、「板橋区立学校施設あり方検討会報告書」（平成 21 年 3 月）に掲げられた、一貫性のある学校施設整備を進めていくための考え方と目標を踏まえて建設され、平成 25 年度に供用開始した板橋第一小学校と赤塚第二中学校を基本としますが、「魅力ある学校づくりプラン」（平成 26 年 2 月）に基づき、板橋第一小学校の「オープンスペース方式」、赤塚第二中学校の「教科センター方式」による授業改善状況等を平成 26・27 年度に検証・評価する結果を踏まえて、平成 27 年度中に標準設計指針と併せてまとめる予定です。

※上記の【標準的な諸室】については、「オープンスペース方式」、「教科センター方式」は考慮していません。

②具体的な配置目標

《小中学校》

学校施設整備（改築）には多額の経費を要すること、学校の通学区域という小さな区域の人口動態を見極めながら取り組んでいく必要があることから、予め区全体の配置計画を示すことは難しいと考えます。

改築期を迎えた学校、過小規模化・過大規模化が進行した学校のように、具体的に施設整備や適正規模・適正配置を検討する場合に、当該校のみでなく周辺校を含めた一定の区域で、将来にわたり適正な規模を維持されるかという観点での検証を行います。学校の統合により適正規模・適正配置が将来にわたり維持され、充実した教育環境を整えられるという検討結果となった場合に、学校統合に向けた具体的な統合計画・改築計画の策定を進めます。

③適正配置手法

《小中学校》

魅力ある学校づくりプランにおいて、学校施設整備と適正規模・適正配置を連動させた進め方を示しています。学校施設整備を契機とした検討や学校規模の適正化の協議（過小規模化への対応）の際に、周辺校を含めた一定の区域の児童・生徒数の推移や将来推計、地域の状況等を踏まえて学校統合の可能性を検討することとしています。関係する学校の保護者、学校関係者、地域関係者から構成する協議会（教育環境の充実のために、意見集約と合意形成を図る場）を設置します。

(2) 検討結果一覧

第1期の対象施設について“更新”“廃止”“検討”に分類します。

※分類用語の定義

更新…施設の存続を前提に改築、大規模改修、集約、複合等の対象とする施設
 廃止…施設の現用途を廃止する施設
 検討…施設のあり方の検討や外部との調整が必要な施設

《小学校》

第1期 (H28～H37)	第2期 (H38～H47)	第3期 (H48～H57)	第4期 (H58～H67)
●魅力ある学校づくりプラン 《第1期》 Bグループ 板橋第十小学校 Cグループ 板橋第九小学校 中根橋小学校 《第2期以降》 Dグループ以降 志村小学校 向原小学校	29施設	16施設	2施設
	魅力ある学校づくりプラン後期計画にて検討。	魅力ある学校づくりプラン次期計画にて検討。	

※第2～4期の施設数は建築年から起算し大規模改修及び目標耐用年数を迎える学校であり、魅力ある学校づくりプランの対象校数を示すものではありません。

No.	施設名	方向性	説明
1	板橋第十小学校	更新	第1期 Bグループ 平成27年度までに調査・検討
2	板橋第九小学校	更新	第1期 Cグループ 平成27年度までに調査・検討
3	中根橋小学校	更新	第1期 Cグループ 平成27年度までに調査・検討
4	志村小学校	更新	第2期以降は平成28年度以降に検討する学校グループを編成 《決定時期》 第2期：平成28年度、第3期：平成31年度
5	向原小学校	更新	

上記の「魅力ある学校づくりプラン」に基づく改築校の検討の進捗状況を勘案しながら、大規模改修を進めていきます。

《中学校》

第 1 期 (H28～H37)	第 2 期 (H38～H47)	第 3 期 (H48～H57)	第 4 期 (H58～H67)
<p>●魅力ある学校づくりプラン 《第 1 期》 Aグループ 向原中学校 上板橋第二中学校 《第 2 期以降》 Dグループ以降 上板橋第一中学校 上板橋第三中学校 板橋第一中学校 板橋第五中学校</p>	<p>4 施設</p> <p>魅力ある学校づくりプラン後期計画にて検討。</p>	<p>10 施設</p> <p>魅力ある学校づくりプラン次期計画にて検討。</p>	<p>3 施設</p>



※第 2～4 期の施設数は建築年から起算し大規模改修及び目標耐用年数を迎える学校であり、魅力ある学校づくりプランの対象校数を示すものではありません。

No.	施設名	方向性	説明
1	向原中学校	更新	第 1 期 Aグループ 平成 27 年度までに調査・検討
2	上板橋第二中学校	更新	第 1 期 Aグループ 平成 27 年度までに調査・検討
3	上板橋第一中学校	更新	第 2 期以降は平成 28 年度以降に検討する学校グループを編成 《決定時期》 第 2 期：平成 28 年度、第 3 期：平成 31 年度
4	上板橋第三中学校	更新	
5	板橋第一中学校	更新	
6	板橋第五中学校	更新	

上記の「魅力ある学校づくりプラン」に基づく改築校の検討の進捗状況を勘案しながら、大規模改修を進めていきます。

* 3～6章の策定時のイメージ（作業部会を設置し検討した施設種別）

1 ○○○○施設の現状と課題

（1）施設種別概要

①設置目的・利用状況

[施設の担っている役割、現在どのように利用されているか]

②これまでの施設の規模や配置

[これまでの施設の規模や配置がどのように行われてきたか]

③施設整備状況

[今までの整備（改築や改修等）がどのように行われてきたか]

（2）対象検討施設一覧

対象施設の一覧を記載

（3）○○○○施設の課題

施設種別が抱える特有の課題を記載

2 ○○○○施設の整備方針

（1）○○○○施設の今後の方向性

施設のあり方・役割等の今後の施設の方向性

（2）適正規模・適正配置の基本的な考え方

今後の施設の適正な規模と配置の基本的な考え方

（3）改築・改修等の整備に関する基本的な考え方

改築・改修等の優先順位の調整、改築・改修等の経費の縮減・平準化を行うための基本的な考え方

3 施設整備検討結果

（1）適正規模・適正配置の進め方

- ・標準的な施設規模
- ・具体的な配置目標
- ・適正配置手法

など

左記項目など施設種別に合わせた進め方を記載

(2) 検討結果一覧

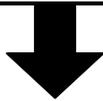
対象施設について“改築”“改修”“集約”“複合”“廃止”“移転”“検討”等に分類

※分類用語の定義

改築…現在地・現用途で改築する施設
 改修…現在地・現用途で大規模改修する施設
 集約…同一用途の施設を一つの建築物内に集める
 複合…別々の用途の施設を一つの建築物に集める
 廃止…施設の現用途の廃止
 移転…集約・複合とならない他の土地・建築物への移動
 検討…施設のあり方等の検討や外部との調整を要する施設

<例>

第1期 (H28~H37)	第2期 (H38~H47)	第3期 (H48~H57)	第4期 (H58~H67)
A-1、A-2、A-3、A-4、A-5、A-6	A-7、A-8、A-9、A-10	A-11、A-12	A-13、A-14、A-15



No.	施設名	方向性	説明
1	A-1 施設	集約	平成 32 年度 A-6 施設へ集約
2	A-2 施設	改築	平成 30 年度改築
3	A-3 施設	複合	平成 30 年度 B-1 施設へ複合
4	A-4 施設	廃止	平成 31 年度廃止
5	A-5 施設	改修	平成 31 年度大規模改修
6	A-6 施設	検討	施設のあり方を検討

(3) 平成 28 年度から平成 37 年度までの改築・改修の計画

対象施設の平成 28 年度から平成 37 年度までの“改築・改修の計画”を記載

<例>

スケジュール						
年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33~37 の目標事業量
内容		A-2 施設設計 → 改築				改築及び改修する施設数を記載
			A-5 施設設計 → 改修			

(4) 集約・複合化及び廃止の対象施設一覧

集約・複合化及び廃止する対象施設とスケジュールを記載。

<例>

No.	施設名	方針	スケジュール				
			H28	H29	H30	H31	H32
1	A-1 施設	A-6 施設へ集約				調整	集約
2	A-3 施設	B-1 施設へ複合		調整	複合		
3	A-4 施設	廃止			調整	廃止	

※例示の説明・・・アルファベットは施設種別、右の数字は施設種別の個々の施設を表わします。A-1 なら「Aという種類の1番施設」。